

令和6年度「幸せな未来のために！みんなで取り組む子宮けいがん 予防啓発事業」発信業務 委託仕様書

1 業務名

令和6年度「幸せな未来のために！みんなで取り組む子宮けいがん予防啓発
事業」発信業務

2 業務目的・概要

別添1のとおり

3 業務期間

契約締結日 ～ 令和7年2月28日

4 契約限度額

8,998,000円

5 業務内容（企画提案）

業務に必要となる経費は、全て当初の契約金額に含むものとし、業務目的を達成するための発信に関する企画等の業務一式を提案すること。

なお、実施においては、県と受託者が協議の上で内容を設定するため、必ずしも提案のとおりとはならない点に留意すること。

(1) プロモーション

ア SNS等WEB広告の配信

- ◆ 県啓発サイト (<https://www.pref.okayama.jp/site/528/>) に誘導するため、下記動画又は新たに制作した動画・静止画を使用しSNS等WEB広告を配信することとし、それに伴う一切の手続きを行うこと。
 - ▶ 令和4年度「幸せな未来のために！みんなで取り組む子宮けいがん予防啓発事業」：CM用15秒動画
Twitter用40秒動画
サイネージ用15秒動画
 - ▶ 令和5年度「幸せな未来のために！みんなで取り組む子宮けいがん予防啓発事業」：YouTube6秒動画
YouTube15秒動画（中高生パターン）
YouTube15秒動画（保護者パターン）
 - ▶ 新たに動画・静止画を作成する場合は、下記内容で制作すること。
 - ・HPVワクチン接種への関心につながる内容とするよう工夫すること。
 - ・ハイビジョン画質とすること。
 - ・取材・撮影業務・編集全般を行うこと。作業の各段階において、県との間で内容確認を行い、必要に応じて修正すること。
 - ・パソコン、スマートフォン及びタブレット端末でストリーミング再生

できること。

- ・実写、アニメ、漫画、3DCG など、その表現方法は自由であること。
- ・納品は県が指定する以下の形式で事業完了期間までに納品すること。
：パソコン上で閲覧できる動画等データを収めた DVD 3 枚

- ◆ 岡山県内在住者のうち、女子小中高生等^{※1} にアプローチする広告と、その保護者等^{※2} にアプローチする広告をそれぞれ配信すること。

ターゲットの概数 ※1～2の合計：35,000人

※1 11歳から16歳の女子（定期接種対象者は12歳から16歳）

：約47,000人×（1－令和4年度接種実施率63.8%）＝約17,500人

※2 ※1の保護者等：17,500人

- ◆ 学校の長期休みに向け、7月上旬から8月末及び12月上旬から1月上旬にかけて任意の期間に実施することを想定しているが、広告配信が委託期間内において最大限の効果を発揮できるよう、広告配信スケジュールを設定すること。
- ◆ WEB広告は、ターゲットに訴求するのに最適な媒体を選択の上、その予算額と表示回数等を提案すること。
- ◆ WEB広告の配信実施期間において、必要に応じて、広告の実施状況を県へ報告すること。また、下記5(3)で掲げる事業の評価指標の達成が困難と見込まれる場合などにはその結果に応じて改善策を県と協議して実施すること。
- ◆ 広告を配信するために必要な設定を実施し、広告の実施状況を確認するための閲覧権を県に付与すること。付与することが難しい場合は、別途対応策を示すこと。
- ◆ 広告価値棄損の課題「ビューアビリティ」「アドフラウド」「ブランドセーフティ」については、県に対する透明性を確保の上、確実な対策を行うこと。

イ 自由提案項目

- ◆ 上記アの業務に加え、事業費（委託上限額）の範囲内で、本事業の効果を高めるとされる独自の提案による企画を実施すること。

(2) 事業の評価指標の設定

本事業の効果測定のため、次のとおり評価指標を設定する。

- ・県啓発サイト (<https://www.pref.okayama.jp/site/528/>) への誘導数（クリック数）

… 委託契約期間中 35,000 回以上

(3) 権利関係処理

業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）の活用も可とする。その際には、利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他不随する業務全般を実施すること。

利用権に期限がある場合には明示すること。その場合、令和9年3月以降となることが望ましい。

6 事業体制

- ・ 本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施の為に十分な経験と技術力及び調整能力を有する技術者を従事させるとともに、事業内容を総合的に評価でき、かつ作業進行を適切に処理できる制作責任者を置くこと。
- ・ 県と綿密な連携を図りながら、業務が円滑に遂行できる体制をとること。
- ・ 本業務の遂行に先立ち、制作責任者、担当者等について、その所属、氏名、実務経験、本業務における役割等を県に提出し、承認を得ること。その提出書類はフォーマットを含め、受注者が速やかに用意すること。

7 履行場所

受託者事業所内

8 委託の条件

受託者は、本業務の実施に当たって、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 受託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書（別紙1）を作成し、報告しなければならない。

なお、報告書に添付する主な資料は次のとおりとし、詳細については県が指示するものとする。

- ・ SNS等WEB広告のアクセス解析、分析等のレポートを添付すること。

- (2) 委託業務の実施に必要とする機材等については、原則として受託者所有の機器を使用すること。

なお、委託事業の実施に当たり、取得価格が10万円以上の機械、器具又は物品の仕様が必要となる場合、当該備品の調達方法については、特段の事情がない限り、賃貸借契約（リース又はレンタル）により整備すること。

やむを得ず、委託業務を実施するに当たって、備品の取得が必要な場合にあつては、取得する備品の取得価格又は効用の増加は50万円を限度とし、50万円を超える備品の取得はできないものであること。

- (3) 委託事業に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。

9 精算

- (1) 本業務は、契約金額を上限としてその範囲内で実施するものとする。
- (2) 本業務が終了した時点で、実施経費の精算を行い、県の確認を経た上で額を確定し、経費の請求を行うこと。

10 著作権等

- (1) 動画・画像など制作物の著作権は、原則として、すべて県に帰属するものとし、動画共有サイトへのアップロード以外に二次使用することがある。

ただし、タレント等の著名人を活用する場合等で、肖像権等の関係によりこれが困難な場合は、著作権及び二次使用の期限を別途明示すること。

- (2) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利

処理を行うものとする。

- (3) 作成したアカウント及びそれらに掲載されているコンテンツは、期間満了後、県又は県の委託業者が管理運営する場合を考慮し、県に引き継ぐこととする。アカウント情報などは、県の求めに応じて提供すること。

11 秘密保持

- (1) 事業者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関して、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た県及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

12 その他

- (1) 受託者は、当該業務の遂行方法について不明な点が生じた時は、その都度県と協議の上、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (2) 岡山県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。
- (3) 提案に当たっては、実現可能性のある提案とすること。
- (4) 必ずしも提案の内容を実施するとは限らない。実施に当たっては、県と協議を行い、決定していくものとする。
- (5) 予算規模8,998,000円に達しないうちに、目標を達成した場合であっても広告の配信を継続し、予算内での広告の効果最大化を図ること。
- (6) デジタルプロモーション実施時における留意事項（別紙2）に該当する項目があれば遵守すること。